

## 刑の減免制度

### 考えられる制度の概要

#### 1 自己の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が自己の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②当該犯罪の軽重及び情状、③その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕することができるものとする。

#### 2 他人の犯罪事実を明らかにするための行為

罪を犯した者が他人の犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない供述、証拠の提出その他の行為をした場合において、①当該行為をした時期及びその内容、②自己及び他人の犯罪の軽重及び情状、③これらの犯罪の関連性、④その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。

#### 3 対象犯罪は、限定しないものとする。

### 【検討課題】

#### 1 刑の減免事由

##### (1) 「自己の犯罪事実を明らかにするための行為」

- 自首規定（刑法42条）との関係をどのように考えるのか。

##### (2) 「他人の犯罪事実を明らかにするための行為」

- 共犯者の犯罪事実のみならず、それ以外の他人の犯罪事実を明らかにするための行為をも含むこととするか。
  - ア 共犯者以外の他人の犯罪事実の範囲を限定するか
  - イ 減免事由の該当性判断の在り方
    - ・ 検察官，被告人・弁護人による主張・立証の在り方
    - ・ 裁判所において認定すべき事実

##### (3) 「犯罪事実を明らかにするために欠くことのできない」行為

- より適切な要件は考えられないか。

#### 2 供述等の真実性の担保

##### (1) 虚偽供述等に対する罰則

- 必要性，保護法益

○ 罰則規定の基本的な在り方

ア 他人の犯罪事実についての虚偽供述等に限ることとし、自己の犯罪事実についての虚偽供述等は処罰対象としないこととするか。

イ 「刑の減免等の有利な措置をとらせる目的」などの主観的要件を規定するか。

ウ 虚偽供述のほか、偽造又は変造の証拠の提出等の行為を規定するか。

(2) その他の方策

○ 取調べの録音・録画制度と関連付けることの要否，当否

○ 共犯者供述に補強証拠を必要とするものの要否，当否